

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年12月2日

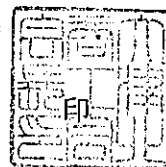
滋賀県知事

三日月 大造 殿

住 所 滋賀県大津市本堅田3丁目7-14

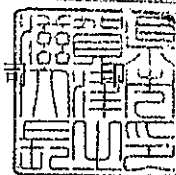
名称及び代表者の氏名 大津北商工会

会長 津田 新三



住 所 滋賀県大津市御陵町3番1号

名称及び代表者の氏名 大津市長 佐藤 健市



商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：高倉 洋平

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市の防災マップによると、当会が立地する市街地地域において、琵琶湖湖岸や中小河川近隣地域で浸水の可能性がある。しかし近年では、平成25年の台風18号により小松地区の滝川が氾濫し、近隣の住宅に被害がでた。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市の防災マップによると、急傾斜地旧志賀町地区一帯は、土砂災害警戒区域エリアとなっているが、サービス業の多くが集積している。

(地震：ハザードマップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、湖西地域には震度6以上の地震が今後30年間で26%以上の確率で発生する地域が含まれている。

(その他)

大津市の湖西地区では、強風に見舞われることが多く、度々秒速20mを超える。特に平成25年の台風18号において強風、大雨、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害に加え、住家被害も多数あった。また、平成29年の台風19号では、大津市の南小松で最大風速の観測史上1位である19.6m/sを記録し、和邇にある道の駅「妹子の郷」の屋根が飛ばされる等の被害が発生した。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 2,067人
- ・ 従業者数 18,490人

産業別・統計区分事業所数・従業者数		総 数	
区 分		事業所数	従業者数
総数		2,067	18,490
農林漁業		25	297
鉱業、採石業、砂利採取業		1	-
建設業		233	1,068
製造業		132	1,837
電気・ガス・熱供給・水道業		1	1
情報通信業		7	18
運輸業、郵便業		29	704
卸売業、小売業		462	4,208
金融業、保険業		30	361
不動産業、物品賃貸業		104	415
学術研究、専門・技術サービス業		100	910
宿泊業、飲食サービス業		243	2,099
生活関連サービス業、娯楽業		192	843
教育、学習支援業		108	1,177
医療、福祉		212	3,631
複合サービス事業		14	306
サービス業(他に分類されないもの)		174	715

※資料 総務省統計局「令和3年経済センサス-活動調査」

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 大津市地域防災計画の策定

【計画の特徴】南北に長い市域をカバーするため色々な被害想定を考慮し、全庁体制で災害に対し予防・事前準備・応急・復興の一連の流れを示し災害対応に取り組めるよう策定している。内容は風水害、震災、大規模事故、原子力災害の4つのカテゴリーにわけそれぞれの対策について説明している。

- ・ 大津市総合防災訓練の実施

【訓練の特徴】毎年1回、市内を地域ごとのブロックに分け、関係機関と連携した訓練と地域住民への防災意識の啓発を狙い実施している。

- ・ 防災備品の備蓄

【備蓄品の内容】災害時に必要となる食料、水、生活必需品などを拠点防災倉庫及び小中学校に設置した防災倉庫等に備蓄している。

2) 当会の取組

- ・事業所BCPに関する国の施策の周知
- ・滋賀県共済協同組合と連携した共済への加入促進
- ・大津市総合防災訓練において、災害時における生活物資の調達等に関する協定に基づき、物資供給訓練に参加

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における報告及び連絡を円滑に行うため、市への連絡ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制の確立、関係機関との連携体制を平時から構築する。

IV その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等）について説明する。

特に、葛川地域や旧志賀町の山岳地域近隣では土砂災害警戒区域が集中しており、防災意識を高めるため啓発活動を行う。

- ・会報やホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業所BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済（損害保険）の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成25年に危機管理マニュアルを作成（別添）。事業継続計画、帰宅困難者対策計画については、本計画を踏まえて検討を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・滋賀県共済協同組合と連携して、会員事業者以外も対象に共済の加入等を勧め、事前対策を

行う。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・事業所のBCP取組状況の確認
- ・大津市中小企業振興に関する振興会議（当会、瀬田商工会、大津商工会議所、大津市、金融機関、外部有識者含む）において、状況確認や改善点等について協議

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.8の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）の報告を行う。

（SNS等を利用して当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・ <u>地区内10%程度の事業所</u> で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ <u>地区内1%程度の事業所</u> で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、 <u>大きな被害</u> が発生している。 ・被害が見込まれる地域において <u>連絡が取れない</u> 、もしくは、交通網が遮断されており、 <u>確認ができない</u> 。
被害がある	・ <u>地区内1%程度の事業所</u> で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ <u>地区内の0.1%程度の事業所</u> で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、 <u>大きな被害</u> が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

*なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

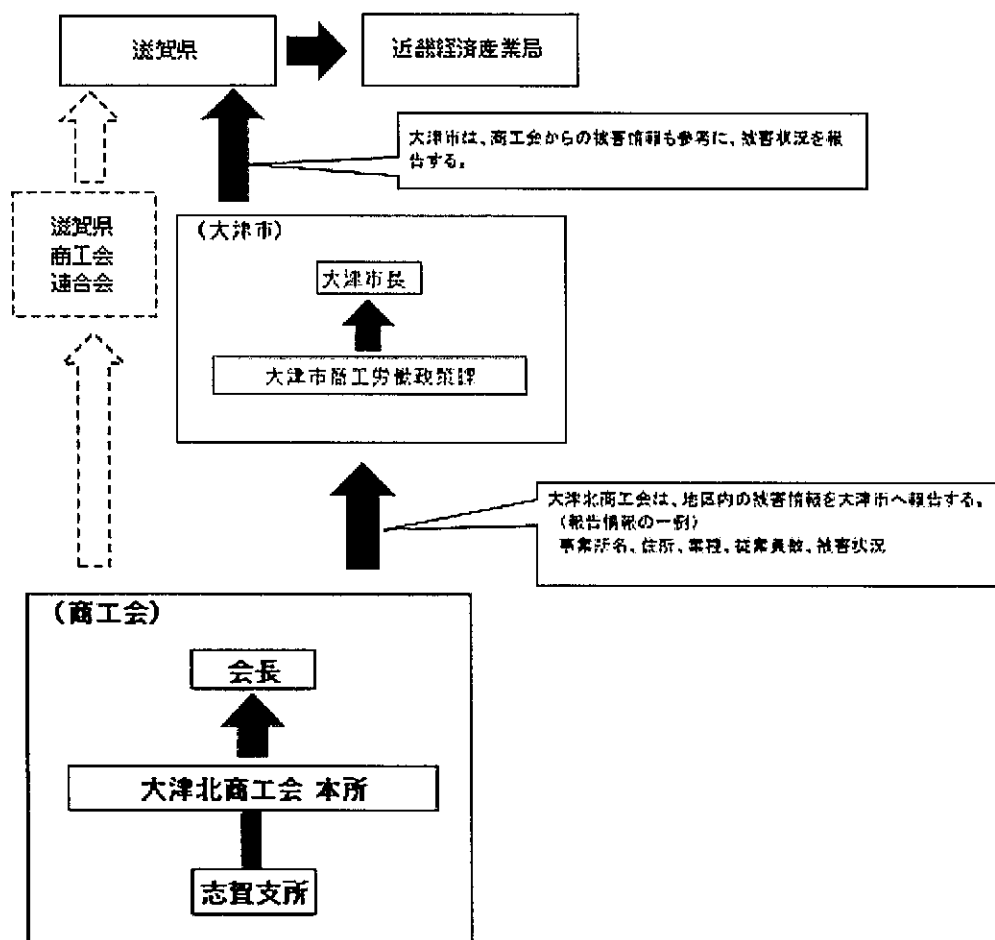
- ・本計画により、当会と当市は、下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に4回連絡する
1週間～2週間	1日に2回連絡する
2週間～1か月	1日に1回連絡する
2か月以降	2日に1回連絡する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に大津市に対し、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。

下図は、連絡ルートの一例



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、大津市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や滋賀県、大津市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

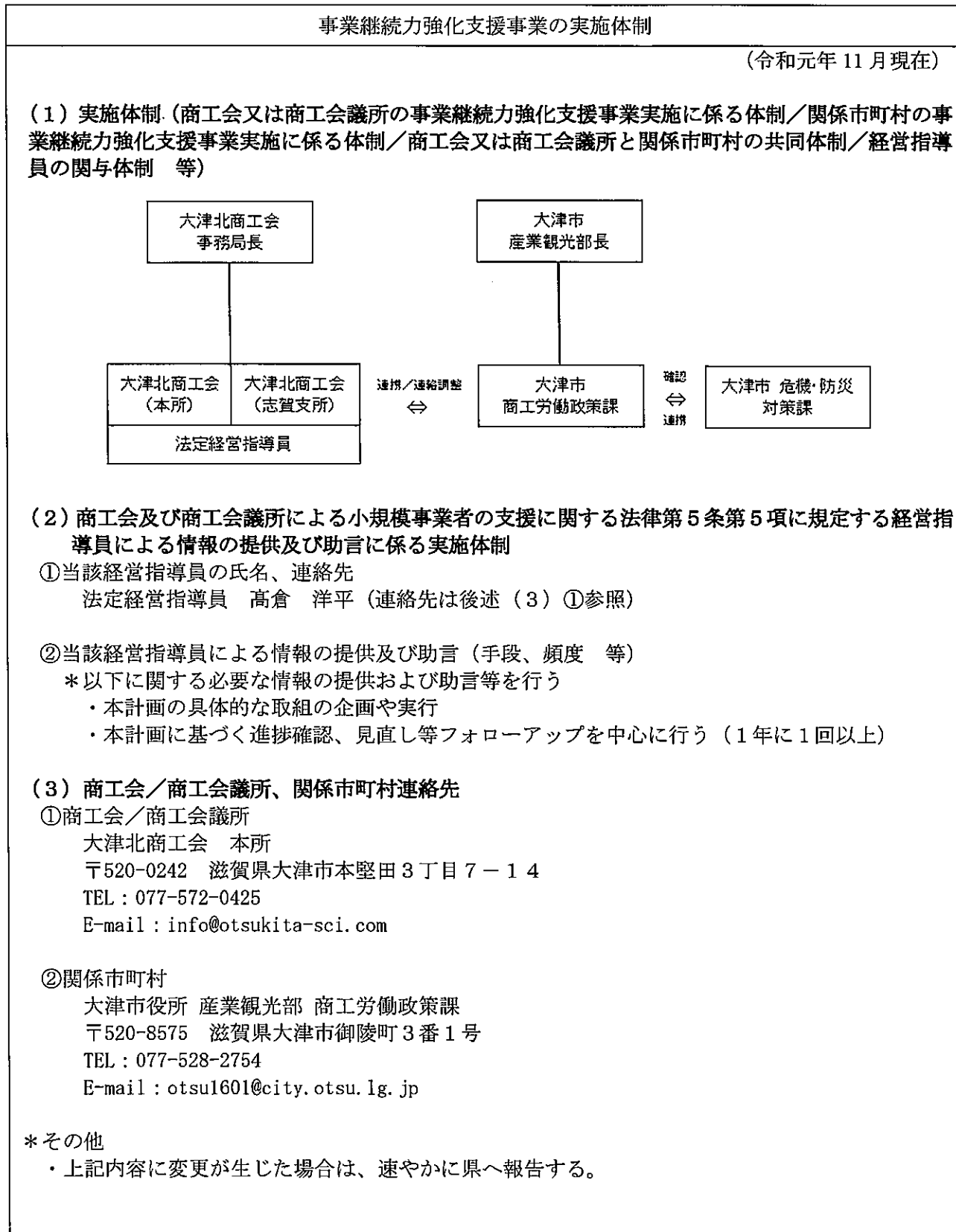
- ・ 滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方法を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県・滋賀県商工会連合会・全国商工会連合会等に相談する。
- ・ 商工会災害対応システムにより、当会から滋賀県商工会連合会および全国商工会連合会に情報共有し、被災小規模事業者に対し支援を行う。

*その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
必要な資金の額	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大津市補助金、滋賀県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。